



# 島根県報

平成27年9月18日（金）

号外 第 155 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 4

**告 示**

**島根県告示第645号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	安来伯太日南線	安来市伯太町峠之内2番8地先から同216番4地先まで	前 A	メートル 4.70～20.50	メートル 892.00	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 一部ダブルウェイ解消 市道移管
			前 B	5.60～21.80	940.00		
		安来市伯太町峠之内2番8地先から同147番3地先まで	後 A	4.70～7.50	604.00		
			後 B	5.60～19.50	580.00		
"	出雲空港線	出雲市斐川町荘原11番地先から同48番1地先まで	前 A	6.00～7.80	120.00	出雲県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 河川管理者へ移管
			前 B	12.00～28.00	260.00		
		出雲市斐川町荘原11番地先から同53番地先まで	後 B	12.00～28.00	260.00		
"	"	出雲市斐川町荘原34番4地先から同36番地先まで	前	12.85～17.36	63.33		減幅 土地所有者へ返還
			後	11.73～14.04	63.33		
"	益田阿武線	益田市桂平町425番8地先から同市上黒谷町452番3地先まで	前	7.30～24.45	608.50	益田県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	9.40～26.00	608.50		
"	益田澄川線	益田市長沢町イ159番内	前	5.28～6.77	70.00		災害復旧工事

		2 地先から同地先まで	後	5.28~ 10.10	70.00		拡幅
--	--	-------------	---	----------------	-------	--	----

## 島根県告示第646号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江しんじ湖温泉停車場線	松江市内中原町219番1地先から同町216番地先まで	メートル 96.00	平成27年 9月18日	松江県土整備事務所	
〃	三刀屋佐田線	雲南市三刀屋町乙加宮913番4地先から同903番5地先まで	260.90	平成27年 10月1日	雲南県土整備事務所	
〃	出雲空港線	出雲市斐川町莊原11番地先から同53番地先まで	260.00	平成27年 9月18日	出雲県土整備事務所	
〃	益田澄川線	益田市長沢町イ159番内2地先から同地先まで	70.00	平成27年 9月18日	益田県土整備事務所	
〃	匹見左鐙線	鹿足郡津和野町左鐙2039番4地先から同2040番18地先まで	174.36	平成27年 9月18日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	